

環境まちづくり委員会 送付5-20

神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

受付年月日 令和5年6月19日

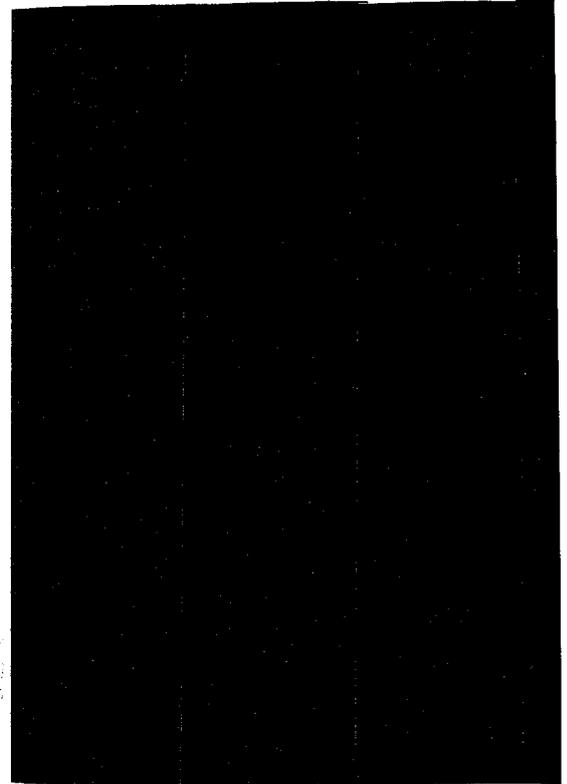
陳情者 提出者 1名

陳情書

千代田区議会議員 秋谷こうき様

神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情

2023年6月19日



新しい区議会の皆様

下記経緯を以て、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による街路樹伐採を伴う工事中断と、道路整備を進めるにあたっての対話の場を求めます。

私たち神田警察通り近隣の住民は、2021年12月に初めて、Ⅱ期工事区間の工事にあたり長く親しんできたイチョウの街路樹32本が伐採されることを知りました。そこで、区や協議会に説明や対話を求め、街路樹を伐採しない形での道路整備工事の実現を求めてきました。伐採を伴う工事が決定されるまでには、女性や若者を一人たりとも含まない限られた協議会での意思決定、パブリックコメントをとらないガイドラインの変更、街路樹の伐採ありきで誘導的なアンケートの実施、議会における「枯損木」との虚偽の説明や専門家の意見の歪曲など、様々な不備がありました。これらのことも指摘してきましたが、見直しされることはなく、住民同士の話し合いもたった一度だけで一方的に打ち切られました。そして昨年4月、区が強引に2本のイチョウを伐採したため、致し方なく現場で木の見守りを始めました。

その後6月には、伐採に関わらない部分の工事を行うとのことで進行を見守り、工事説明を求めたところ、区から「①変更が生じる場合は滝本様へ事前連絡します。②作業にあたっては、木の根に影響がないように努めます」と明記した工程表をいただきました。また7月には、「書類が整わず説明会ができないので、工事ができない」「工事を再開する時は必ず滝本さんに連絡する」と確約があったので、現場での約70日間の木の見守りを中断しました。

ところが、2023年2月6日（月）未明、4本のイチョウが突如伐採されました。昨年7月の約束と異なることに驚き、工事中断と調整を求める陳情書を提出したところ、本年3月8日（水）の企画総務委員会

での陳情審査で、下記2点の取りまとめをしていただきました。

- 1、今後、工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うこと。
- 2、今後の道路整備の実施に当たり、千代田区道路整備方針や参画・協働ガイドラインの考え方に基づいて協議を行うとともに、沿道関係者の意向を把握するなど、引き続き丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めること。

しかしながら、4月11日（火）早朝、再び事前の知らせなく、区の職員および工事作業員とみられる方々が現場に来て工事準備を始めました。そこで、私たちが駆けつけると、屈強な警備員や職員によって木に近づくことを阻まれました。千代田区のホームページでは「安全確保のフェンスを設置中に、工事の反対者の体当たりなど暴力的な妨害行為により、警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました」と記載されていますが、私たちは「暴力的な妨害行為」は行っておらず、警備員と区職員が負傷したことに関する真偽は私どもには不明です。逆に、住民側に多数けが人が出ております。

区のこうした対応は、7月の約束および3月8日の陳情審査の取りまとめに完全に反しており、信頼関係を壊す行為と言えます。また、けが人がでるようなやり方は、非常に強引で問題があると考えています。このままでは、道路整備は進まず、当該工事エリアである錦町をはじめとする神田地区に将来的に大きな禍根を残すだけではなく、千代田区政そのものの信頼が失墜してしまいます。

私たちはイチョウの伐採に反対しているのであって、道路整備そのものには反対しておりません。また、区は事業者である大林道路株式会社との契約は議会で採択されたものであるため変更できないと言っていますが、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」によれば、当初予期できなかったやむを得ない状況が生じた場合には、工事内容の変更を可能としています。また、今回のケースは、設計変更のガイドラインにある、工事を一時中止する具体例「請負者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じたため」にあたると言えます。

どうか新しい区議会の皆様には、設計変更のガイドラインに基づき、イチョウの伐採を伴う工事を中断することを区に求めると共に、住民同士および住民と区が対話し、共に安全で快適な道路整備を検討する場を設置いただきますようお願い申し上げます。

以上